

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊高知駐屯地
第 4 1 9 会計隊長 塩津 幸孝

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書をご承知の上、ご参加下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 高知(06)第2赤岡宿舎給湯器取替
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 高知県香南市赤岡町別所山1428-3 陸上自衛隊高知駐屯地第2赤岡宿舎
- (4) 履行期限 : 令和6年7月31日(水)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和5・6年度防衛省競争参加資格の「機械器具設置工事」又は「管工事」においてC等級以上を有する者
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者で未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

- (1) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第419会計隊契約班窓口において配布する。
令和6年5月8日(水)～令和6年5月29日(水)
- (2) 入札関係書類の受領時、防衛省競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(FAX可)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない。
- (2) 入札場所：陸上自衛隊高知駐屯地 第419会計隊入札室
- (3) 入札日時：令和6年5月29日(水) 11時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。契約金額が150万円を超える場合は、公共工事履行保証証券による(瑕疵担保特約(2年間)を付したものに限り)を付すものとする。この場合は保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総額
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切捨てるものとする。)

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条項に違反した入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

9 その他

- (1) 落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札の場合は、別途連絡する。
- (2) 電話・電報・FAX等による入札は認めない。
- (3) 代理人で入札する場合は、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書は、第419会計隊で閲覧できる。また、中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 適用する契約条項

- ア 建築工事請負契約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項
- (6) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (7) 郵便による入札については、令和6年5月28日（火）17時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第419会計隊まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。
- (8) 調整連絡先
〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390 陸上自衛隊高知駐屯地
- ア 入札及び契約手続き等に関する事項
第419会計隊契約班 担当：井垣
TEL：0887-56-3471（内線347）
FAX：0887-56-3475
 - イ 仕様書内容及び現場に関する事項
高知駐屯地業務隊管理科 担当：河田（かわた）
TEL：0887-56-3471（内線317）

本公告は、陸上自衛隊高知駐屯地 第419会計隊 掲示板
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

仕 様 書

1 名 称
高知（06）第2赤岡宿舍給湯器取替

2 工 期
契約締結日 ～ 令和6年7月31日（水）

3 作業場所
高知県香南市赤岡町別所山1428-3 陸上自衛隊高知駐屯地第2赤岡宿舍
※給湯器を取り替える部屋は、302号室、306号室、307号室、401号室、406号室、407号室、501号室、505号室とする。

4 概 要

項 目	単 位	数 量	備 考
既設ガス給湯器撤去	台	8	
既設配管カバー撤去	個	8	
既設リモコン（浴室、台所）撤去	組	8	
ガス給湯器設置	台	8	
配管カバー設置	個	8	
リモコン マルチセット（浴室、台所）設置	組	8	
給水・給湯・ガス配管接続費	式	1	
試運転調整	式	1	

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書、図面、次の関係法令等を遵守して実施すること。
【国土交通省大臣官房庁管轄部監修 令和4年版】
・公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械）
- (2) 図面又は仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは受注者の責任において良心的に施工すること。
- (3) 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して細部を原寸確認し、各作業を実施すること。
- (4) 現場の納まり等で材料・取付工法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う契約金額の変更はないものとする。
- (5) 本作業に使用する材料については、すべて新品とし、出荷証明書を提出すること。規格・品質等が明示されていないものについては、監督官の承認を得てから使用すること。また特記事項にないものは、JIS規格及び各種協会規定、メーカー規定に合致した物を使用すること。
- (6) 受注者は、作業に先立ち、監督官と協議のうえ、工程表を作成し監督官に提出すること。
- (7) 作業時間は08：15～17：00とし、時間外及び休日は作業を実施してはならない。日曜日、祭日、祝日、土曜日及び特に指定した日は休日とする。ただし、事前に官側の許可を受けていればこの限りではない。
- (8) 作業現場の風紀、衛生、火災予防、盗難予防については必要な処置を施すとともに、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、受注者の責任において管理すること。
- (9) 作業完了後速やかに作業場所の清掃、後片付けを行い監督官の点検を受けること。
- (10) 本作業は受注者の責任において実施するものとし、作業に際し建物及び物品等を損傷させた場合又は第3者等に損害を与えた場合には、監督官に報告のうえ受注者の責任において補償すること。
- (11) 作業に際し、受注者は作業内容を作業関係者に十分掌握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を実施すること。
- (12) 作業中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告すること。
- (13) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用できないものとする。ただし、使用する場合は監督官と協議のうえ、メーター等を設置し監督官算定に基づき有償とする。
- (14) 作業で発生した廃棄物については、金属類とその他の発生材に区分し、監督官の指示する場所にある場所に整理集積し引き渡すこと。その際、金属類は発生材調書を添えて引き渡すこと。

6 特記事項

- (1) 設置する給湯機器は下記のとおりとする。
ア ガス給湯器 20号オート ノーリツ GT-2070SAWBL20A又は同等品以上とする。
イ 配管カバー ノーリツ H68-K-700-W又は同等品以上とする。
ウ リモコン ノーリツ RC-B001又は同等品以上とする。
- (2) 既設給湯機器の諸元は下記のとおりとする。

部品名	仕様・規格
ガス給湯器 16号オート	リンナイ RUF-1608SAW
配管カバー	リンナイ RUF-1608SAW
リモコン（浴室、台所）	リンナイ BC-60、MC-60

件 名	高知（06）第2赤岡宿舍給湯器取替	
種 別	仕様書（1）	図番
	高知駐屯地業務隊管理科	1 / 4

仕 様 書

- (3) 作業日時は、官側と事前に調整し決定すること。
- (4) 本作業を実施する際は、受注者において電気・ガス・水道を用意するものとする。
- (5) 作業中、配管類の交換が必要となった場合は監督官に報告し、指示を受けるものとする。
- (6) 作業完了後、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）令和5年版によるほかメーカー基準の試運転調整を実施すること。
- (7) 保証の手続きは受注者で実施し、保証書は官側に提出するものとする。

7 提出書類

本作業での提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。

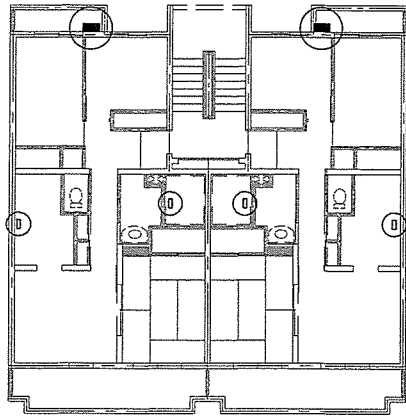
- (1) 現場代理人等通知書 (契約後速やかに)
- (2) 現場代理人略歴書 (契約後速やかに)
- (3) 材料搬入報告書 (契約後速やかに)
- (4) 工程表 (契約後速やかに)
- (5) 材料等承認願 (契約後速やかに)
- (6) 着手届 (着手前)
- (7) 完了届 (完了後速やかに)
- (8) 発生材引継調書 (完了後速やかに)
- (9) 出荷証明書 (完了後速やかに)
- (10) 工事写真 (完了後速やかに)
- (11) その他監督官が指示するもの。

※写真については、各工程ごと（着手前・作業中・完了後）及び指示する箇所を撮影し、写真帳に整理し提出すること。

8 完成検査

本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は手直し完了後、検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

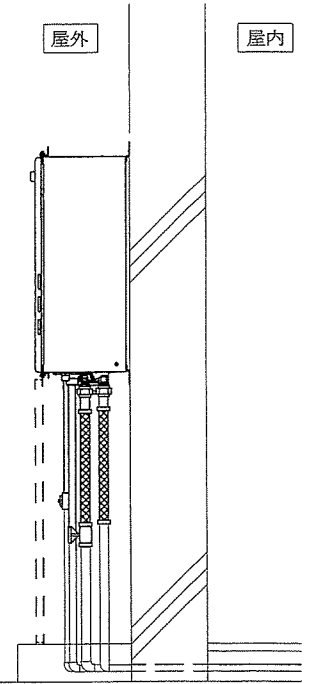
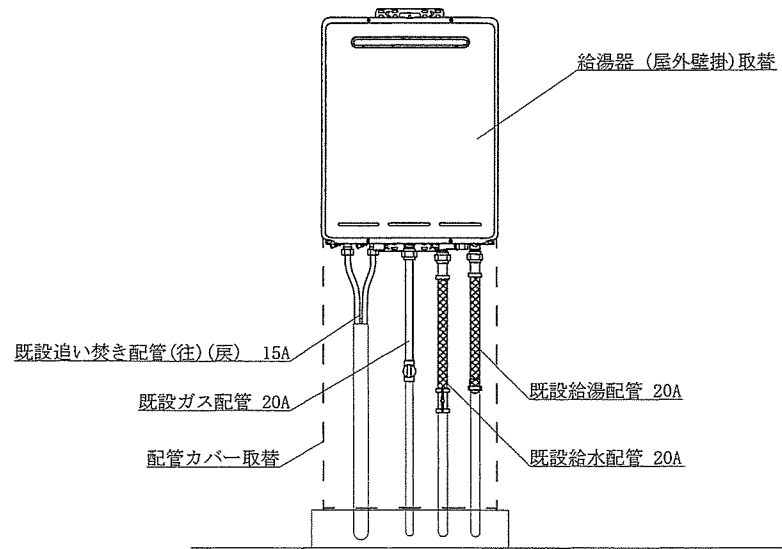
件名	高知（06）第2赤岡宿舍給湯器取替	
種別	仕様書（2）	図番
	高知駐屯地業務隊管理科	2 / 4



凡 例

- (○) ガス給湯器・配管カバー
- (■) リモコン

第2赤岡宿舍平面図 S=1/250



給湯器姿図 側面図 S=1/20

件名	高知(06)第2赤岡宿舍給湯器取替	
種別	平面図、給湯器姿図、側面図	図番
高知駐屯地業務隊管理科		4/4

入 札 書

令和6年5月29日

分任契約担当官
陸上自衛隊高知駐屯地
第419会計隊長 塩津 幸孝 殿

¥

- 1 履行期限 令和6年7月31日
- 2 履行場所 陸上自衛隊高知駐屯地第2赤岡宿舎
- 3 決定方法 総額決定
- 4 消費税を含まない。

上記入札条件及び入札（見積）・契約心得承諾の上入札します。

住所・名称・代表者名

㊞

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
高知（06）第2赤岡宿舎給湯器取替	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私、当団体）は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

委 任 状

分任契約担当官
陸上自衛隊高知駐屯地
第419会計隊長 塩津 幸孝 殿

(住所)

私は、(氏名) _____ を代理人と定め

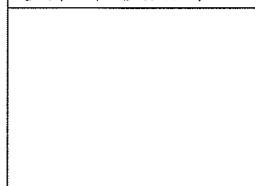
下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

令和6年5月29日、陸上自衛隊高知駐屯地において実施される「高知(06)第2赤岡宿舎給湯器取替」の契約に関する次の件
ただし、第 _____ 項を除く。

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金および契約保証金の納付・還付に関する件
- 4 各種証明書等の発行に関する件
- 5 その他契約に関する一切の件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者使用印鑑



令和 年 月 日

住 所
社 名
代表者

印